

## 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金 実績報告書

## 1 基本情報

フリガナ	ユウゲンガイシャアンノン			
法人名	有限会社あんのん			
法人所在地	〒 856-0820 長崎県大村市協和町710番地1			
フリガナ	フクモト ユウカ			
書類作成担当者	福本 優花			
連絡先	電話番号	0957-50-0066	E-mail	info@annon.co.jp

## 2 実績報告について

①介護職員処遇改善支援補助金の総額(令和6年2~5月分)	440,231	円	
②賃金改善の所要額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	603,281	円	
③基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)			
i) 介護職員処遇改善支援補助金の総額(令和6年4・5月分)	222,359	円 (105.62) %	
ii) 賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)	234,852	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	234,852	円	
介護職員の賃金改善の所要額(参考)	234,852	円	
うち、基本給等による改善の所要額	234,852	円 (100.00) %	
(一月あたり)	117,426	円	
その他の職員の賃金改善の所要額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の所要額		円 (0.00) %	
(一月あたり)	0	円	
④ベースアップの実施	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない	実施した場合、ベースアップ率 1.02%	実施していない場合、やむを得ない事情

## 【記入上の注意】

- ・本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
- Ⅰ 補助金による賃金改善の総額が補助金による収入額以上となること
- Ⅱ 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること
- ・②「賃金改善の所要額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・「ベースアップ」とは、「賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること」を指す。

## 3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

① 令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額((ア)-(イ))(②以上の額となること)	23,877,810	円
(ア)令和6年2月から5月の賃金の総額	24,318,041	円
(イ)令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金の総額	440,231	円
② 令和5年2月から5月の賃金総額	23,775,089	円

## 【記入上の注意】

- ・事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととし、調整の具体的な考え方について、以下の「備考欄」に記載することとする。また、令和5年3月以降に新設された事業所については、令和6年1月以前の適切な期間(4か月間)の賃金総額などの適切な金額を記載すること。

## 備考欄

--

## 4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約

<input checked="" type="checkbox"/>	実績報告書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
令和 6 年 9 月 10 日	法人名 有限会社あんのん
	代表者 職名 代表取締役 氏名 下津浦 正明